

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区分	応札・ 応募者 数	
スポーツくじ販売・払戻システム改善対応（マルチバンク本人確認PFシステムメンテナンス中のオフィシャルサイト表示対応）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R5. 7. 5	富士通株式会社パブリック&ヘルスケア事業本部官庁第二事業部 東京都港区東新橋1-5-2	1020001071491	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 複数のサブシステムが連携した大規模システム改修であり、考慮事項が多岐にわたること、また、障害発生時の責任が不明確となる可能性があることから、初期構築業者である富士通社以外が履行した場合、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	11,374,000	—	0	—	—	—	
スポーツくじ販売・払戻システム改善対応（特定対象試合等のリーグ追加対応）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R5. 7. 11	富士通株式会社パブリック&ヘルスケア事業本部官庁第二事業部 東京都港区東新橋1-5-2	1020001071491	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 複数のサブシステムが連携した大規模システム改修であり、考慮事項が多岐にわたること、また、障害発生時の責任が不明確となる可能性があることから、初期構築業者である富士通社以外が履行した場合、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	98,791,000	—	0	—	—	—	
国立スポーツ科学センター循環ろ過システム保守点検及び整備交換業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R5. 7. 11	株式会社みかづきプールシステム 高知県高知市巾万々106-1	4490001003354	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 特許に基づき製造された機器の保守のため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	54,626,000	—	0	—	—	—	
財務会計システムの改修（請求書・インボイス制度対応）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R5. 7. 21	NECネクサソリューションズ株式会社公共第一ソリューション事業部 東京都港区芝3-23-1	7010401022924	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 プログラムのソースコードは企業の経営戦略に係る部分であることから、容易に公開されない部分であり、たとえ公開されても他社がそのコードを解析し理解するためには莫大な時間とコストがかかる。以上のことから、本システムの開発業者である同社に本調査を委託することが最も合理的であり、競争に付することが不利と認められるため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	3,960,000	—	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。